

CO・OP

京都の生協

2022/January/No. 105
京都府生活協同組合連合会



成年年齢引き下げを通して、消費者問題を考える
——若者が消費者被害に遭わないために、わたしたち大人ができること——

TalkTalk トークとーく

◆京都産業大学 法学部教授・弁護士

ばん とう とし や
坂 東 俊 矢さん

◆京都府生活協同組合連合会 会長理事

にし しま ひで ひさ
西 島 秀 向

対談

TalkTalk トークとーく



成年年齢引き下げを通して、消費者問題を考える

——若者が消費者被害に遭わないために、わたしたち大人ができること——

京都産業大学 法学部教授・弁護士
京都府生活協同組合連合会 会長理事
西島秀向 坂東俊矢さん

2022年4月から民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。18歳に達すると親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。契約の知識や経験が少ないため、消費者トラブルに遭いやすくなること
が問題視されています。今回は民法や消費者法を専門にされておられる坂東俊矢先生に、約140年ぶりに成年の定義が見直されることで何が変わるのか、どのような課題があるのか、これからの消費者運動がめざすものなどについて、お話を聞きしました。

現場感覚を重視するきっかけになったこと

西島 先生は弁護士であり、大学では民法、消費者法を教
えておられますが、ご自身は
なぜ消費者問題や消費者法に
関心をもたれるようになった
のですか。
坂東 私は民法を学ぼうと思っ
て大学院に進学したのです。
ところが、先生から「いま、
学生の間でマルチ商法被害
が多発している。お前は童
顔だから、騙されたフリをし
て体験調査に行つてこい」と
言われて、ポケットに録音機
を忍ばせ、大阪駅前のビルの
なかの会社に行つたのです。
部屋に入ったら、「よくいら
っしゃいました!」と、先輩
がたくさん出てきて、握手
してくれました。天井には人
工宝石がたくさん並んでいて、
まるで別世界です(人工宝石
のマルチだったのです)。飲
物が出てきたり、最初は親切
だったのが、2時間ぐらい
経った頃から「お前にはなぜ、
この取引がもうかることが分
からないのだ!」という空気
になりました。私は調査が目
的で、絶対に契約しないとい
う強い意思があったのですが、
その日、新たに来た13人のう

C/O/N/T/E/N/T/S

トークとーく対談

成年年齢引き下げを通して、消費者問題を考える—若 者が消費者被害に遭わないために、わたしたち大人が できること—	2
くらしの安全/食べたいせつの取組	
2021年度京都消費者問題セミナー 開催	7
京都府「エシカルイベント」に参加	7
令和3年度京都府食の安心・安全意見交換会	7
京都府食の安心・安全推進条例にもとづく「京都府食 の安心・安全行動計画」骨子(案)についての意見	7

TOPICS

京都府府民環境部との懇談会	8
理事・監事研修会	8
京都の生協活動功労者表彰	8
MCA無線(防災無線)訓練を実施	8
関西広域応援訓練(ワークショップ)	8
コープ御所南ビルで防災訓練	8
コロナ禍における「子どもたちへの食支援活動」の現 状と課題シンポジウム 後援	9
発災後、それぞれの役割とその後の連携シンポジウム 後援	9

第32回近畿地区生協・行政合同会議	9
職域ワクチン接種が実現!	9
京都府生協連 第38回・第39回	
「京都の生協活動を豊かに発展させる協議会」	10
協同組合間連携による大学生へのお米の支援	10
京都府の災害用備蓄食品の有効活用の取組み	11
講座「生協10の基本ケア」 後援	12
おもな行事のお知らせ	12
年賀状	12



京都府生活協同組合連合会 会長理事
西島秀向



京都産業大学 法学部教授・弁護士
坂東俊矢さん

「保護」から「権利」としての消費者問題へ

ち、12人が契約して、しなかったのは私一人だけでした。私はそれまで「契約」とは、お互いの自由な意思で締結されるものだと思っていました。しかし世の中には理屈では通じない世界がある。あんな場所に連れて行かれたら、ほとんどが自分の意思とは関係なく契約してしまうと思いません。正直、怖いのです。契約しないと帰してもらえそうにない。いったん契約して、あとでクーリングオフしようか？（そういう知識だけがあったので）いや、住所を知られたらまずい？ もしニセの住所を書いた場合、クーリングオフできるのか？ ……悩んだあげく、ねばるしかありませんでした。けっきょく、朝の10時に潜入して、最後に「わからないヤツだ！」と帰されたのは夜中。京都へ帰る阪急電車は確か最終の一本前でした。それまでも消費者の視点で民法を学ぼうとは思っていません。しかし、その体験は私の勉強の姿勢を大きく変えることになりました。つまり法律の知識理論も大切だけれど、現場感覚を抜きにした研究や制度では意味がない。それが消費者問題に入っていきかけでした。

西島 民法のなかでも消費者法がご専門なのは、そんな体験があったのですね。

坂東 消費者問題は、かつては行政法の一部だったのです。1968年に「消費者保護基本法」ができたときは、行政が悪質な事業者を規制することが焦点で、消費者は保護の対象でした。大学の授業でも、消費者問題は行政法の一部として少しふれる程度でした。ところが「消費者基本法」（2004年）になってから何が変わったかという、保護はもちろん大切ですが、被

害に遭った消費者が、自らの権利として訴えを起こせるようになったことでした。一人ではできないから、適格消費者団体[※]で、みんなでやろう、と。つまり従来、保護として行政法が担当していた消費者法は、権利の問題として、民法に移ってきたのですね。その典型が2001年施行の「消費者契約法」です。「消費者契約法」で最初にターゲットになったのが、大卒でした（笑）。入学時に前納した授業料を、学生が入学しなかった場合も大学が返金

※適格消費者団体（消費者庁HPより抜粋）
不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「適格消費者団体」といいます。全国に22団体あります。なお、これまで適格消費者団体による差止請求訴訟は、78事業者に対して提起されています。
また、適格消費者団体のうちから新たな認定要件を満たす団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「特定適格消費者団体」といいます。全国に4団体あります。なお、これまで特定適格消費者団体による共通義務確認訴訟は、5事業者に対して提起されています。

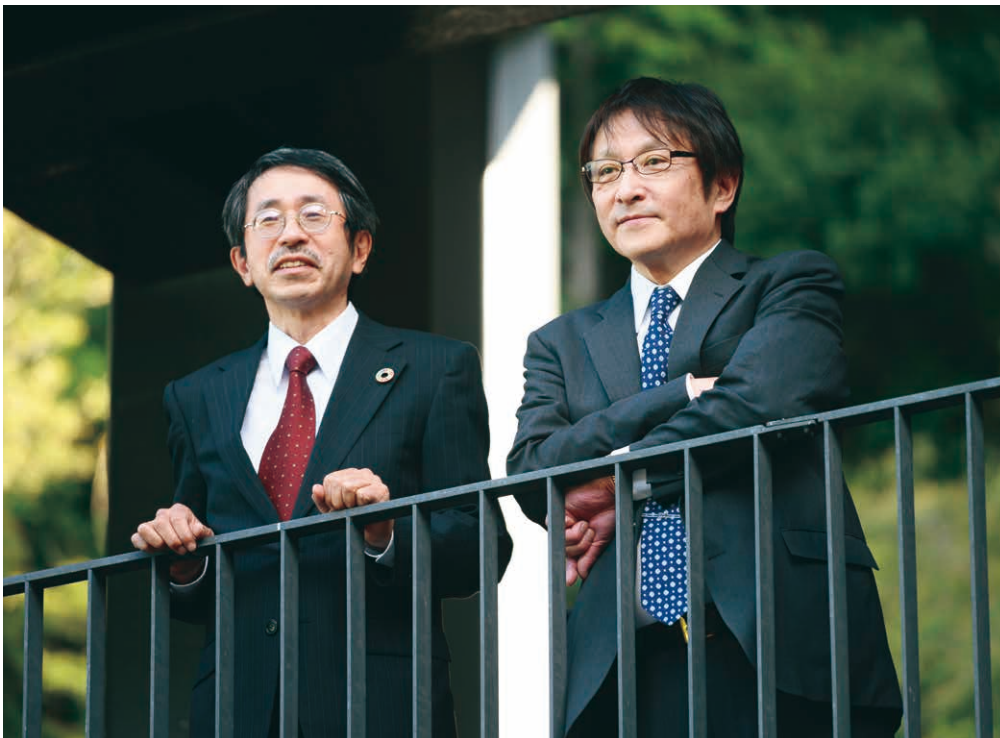
（令和3年10月末現在）



そもそも消費者問題とは何か？

西島 先生は消費者問題とは、そもそも何だと考えられますか？

坂東 安全の問題、契約の問題、いずれにしても消費者に生ずる被害そのものです。注



意が必要なのは、その人だけに発生した被害との区別です。同じような被害が他の人にも生ずる、同じ環境だと同じように契約をしてしまうかもしれない、ケガをしてしまうかもしれない、それが消費者問題を考えるときのポイントです。

もう一つ大切なことは社会の変化と共に起こる、という点です。例えば個人情報保護が広まったとき、家庭用のシュレッダーが売り出されました。ところがシュレッダーが家庭に入ったとたん、指をケガする子どもの事故が次々と9件も発生した。子どもが

手を入れたら停止する機能をつけておけば事故は起こらなかったのです。シュレッダーという事務に使う機械が一般家庭に入ったらどんな危険があるのか、そこに想像力を持つことが必要だったのです。

よく消費者目線と言いますが、消費者の視点で製品の安全性が考えられたり、契約の環境が公正なものになっていったりしたら、社会はもっとよくなつていくと思います。

西島 消費者目線や常識が、製品の安全性などで生かされないのは、想像力の欠如のほかに、どういう理由が考えられるのでしょうか？

坂東 やはりいままでの社会で、消費者が主人公ではなかったからかもしれませんね。日本は行政社会で、行政が安全を確保することになってい

る。本来、民間同士の争いである消費者紛争を市町村の消費生活センターが解決してくれる。こんな親切な国はない。しかしいっぽうで、本来、消費者がやるべきことを行政がやってくれるから消費者としての意識が育ちにくかったのです。行政に「これもやっ

て」とは言うけれど、自分で努力をして「これを勝ちとろう」という空気にならない。もちろんPL法（製造物責任法）をつくったときなんかはみんながんばったのですけどね。

西島 たしかに行政に頼りすぎていて、市民社会としての市民の自覚が十分育っておらず、消費者と事業者が向きあつてこなかった面はありますね。

20歳から18歳へ——成年年齢の引き下げについて

西島 2022年4月から、成年年齢が18歳になりますが、予想される若年層の消費者被害や課題などはどうでしょうか。

坂東 まず、18歳、19歳の若者が未成年者取消権を行使できなくなります。この影響はとても大きい。未成年者の契約については、法定代理人、

親がいれば親ですが、その同意がなければ、契約を取り消すことができます。不本意な契約をしてしまった未成年者の保護に、この取消権は大き

な役割を果たしています。

未成年者取消権を行使できなくなる18歳、19歳の若者に、美とお金に関する相談が増加することが心配されています。

例えば、未成年者の時には美に関する「健康食品」につ

いての相談が多い。ところが、20歳になると、それが高額なエステになったり、プチ整形なんて言われる「美容医療」にまで広がるのです。その背

景には、20歳になったらクレジットカードを使うことができるようになります。こうした被害が18歳、19歳でも問題になるように思います。

マルチ商法とか、暗号資産取引とか、そんな楽してもうかるという被害も、「君も大人だから」ということで、18

歳・19歳の若者にも広がることを危惧しています。国民生

活センターも「狙われる18歳・19歳『金』と『美』の消費者トラブルに気をつけて！」という報道資料を公表しています。

法改正を含めて、広がる被害に対応した法の準備、また被害を受け止める（大人の側）の社会的準備が不可欠だと感じています。

また、高校3年生で婚姻ができるようになります。婚姻届の提出には証人2人が必要ですが、18歳になったクラスの友達2人に名前を書いてハ

か、みんなが真剣に考えないといけないのです。

もちろん、大人の入口に立つ18歳の高校生に「大人になることはどういうことか」という教育を体系的に実施することも大切だと思います。

西島 そういった体系をまとめていく役割は、どこができるかと考えられますか？

坂東 またまた行政頼りですが、消費者庁と文部科学省が話し合ってほしいと思いますね。高校の現場などもきちんと踏まえた議論が必要です。でも消費者団体もそこに加わって、役割を担ってほしいと思います。

※消費者被害の詳細は消費者庁HP「令和3年版消費者白書」をご覧ください。

これからの消費者運動のありかた 若い人にどう関わってもらおうか

西島 私が理事を務めている消費者団体も最近では、消費者が消費者としての役割、責任を主体的に果たしていくような行動様式をもっと知らせていく活動が大切だと考えています。社会全体が、地球環境

や、人と社会、地域などを配慮したエシカル消費（倫理的消費）などをすすめていくという方向になっています。上から言われるのではなく、消費者団体が提案していく時代になってきたなと感じてい

ます。いまの消費者団体が抱えている問題の一つは、活動の担い手の年齢が上がっていることで、もう一つが若い人に消費者運動にどう関わってもらおうかなのですが、何が必要でしょうか？



坂東 いま、若者は、すごく忙しくなっています。授業もオンラインで、いろいろな情報が入ってくるけれど、それを見るのに精一杯です。これ

を持てる、自分にも起こり得る、身近な事例をきちんと伝えることが必要だと思っています。

私ので、テーマパークの入場チケットを買って、行けなくなったとき、キャンセ

ルできない、返金してもらえない、転売もできない。そういう問題を適格消費者団体が裁判をやっているよ、という話題をすると、学生たちとも関心を示しました。

生協へ期待すること

西島 生協への期待、要望などはありますか。

坂東 生協は、販売だけでなく、製品そのものの価値を伝えられる場所だと思っています

す。これからの消費者運動は、悪質な業者の被害から消費者を守るだけでなく、あなたの消費行動が世界の未来を変えていく、貢献できるのですよ、

というメッセージをいかに伝えるかがキーワードだと思います。製品がどんな過程で生産者の努力でつくられていくか、食品ロスをなくすために

生協が取り組んでいること、いろいろな機会を通じてそんな情報を提供することで、ライフスタイルを提案したり、生協で買い物物することで、アクションに自分も参加できる、そんな一種の満足感もたいなものを得られれば、自立する消費者を育てていくことにつながっていくと思います。

西島 ありがとうございます。

(写真撮影・豆塚 猛)



この本は、消費者法を消費者被害の救済のための法律としてだけでなく(もちろんそれは大切なのですが)、消費者が自らの選ぶ権利の行使を通して、自らの消費生活を安心なものにするともに、社会にも貢献ができるための基盤となるものであるとの考え方でまとめられた消費者法の教科書です。だからタイトルは「これからの消費者法」。

プロフィール

坂東俊矢 (ばんどう としや)

京都産業大学法学部教授(大学院法学研究科教授)

学歴・学位 龍谷大学大学院法学研究科博士後期課程
単位取得満期退学・法学修士

専門分野 民法・消費者法

主な経歴 2004年 京都産業大学大学院法務研究科教授(2018年3月まで)

2018年 京都産業大学法学部教授・

大学院法学研究科教授(現在に至る)

2005年 弁護士(大阪弁護士会)(現在に至る)

京都府消費生活審議会会長、消費者支援機構関西(KC's)常任理事、消費者ネット関西副理事長、日本消費者法学会理事など

主な著書・論文等

谷本・坂東・カライスコス『これからの消費者法—社会と未来をつなぐ消費者教育』法律文化社(2020年4月)

坂東・細川『18歳から考える消費者と法(第2版)』法律文化社(2014年8月)

島川・坂東『判例から学ぶ消費者法(第3版)』民事法研究会(2019年11月)

「若年消費者の契約被害の実際から考える消費者法の課題(再論)」消費者法研究11号111頁(信山社・2021年11月)

「高齢の消費者と不動産取引—有料老人ホーム入居契約を素材に」現代消費者法44号53頁(民事法研究会・2019年6月)



2021年度京都消費者問題セミナー 開催



者団体NPO法人消費者支援機構関西(KC's)、京都生協、京都府生協連で、京都市の後援事業。

テーマは「成年年齢引き下げで18歳から狙われる！どうする見守る大人たち」。京都産業大学法学部・坂東俊矢教授(弁護士・KC's常任理事)より「成年年齢引き下げられると……法律の役割と社会の覚悟」と題して講演

2021年11月27日(土)、オンラインで開催され、116人が参加しました。消費者被害の事例と対策について広く啓発し、適格消費者団体の認知をはかることを目的に毎年開催しており、昨年度はコロナ禍により中止となったので、今年は14回目。京都府くらしの安心・安全月間事業として実施。主催は、京都府、NPO法人コンシューマーズ京都、適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワーク(KCCN)、適格消費者団体特定適格消費

者団体NPO法人消費者支援機構関西(KC's)、京都生協、京都府生協連で、京都市の後援事業。

に消費者支援機構関西・元山鉄朗事務局長と、京都消費者契約ネットワーク・増田朋記事務局長(弁護士)から、活動紹介がありました。参加者からは「社会全体で考えていかなければならないことがわかった」「大学生の啓発活動にエールを送りたい」などの感想が寄せられました。

京都府「エシカルイベント」に参加

2021年10月10日(日)、京都府・京都市・京都エシカル消費推進ネットワーク主催で「エシカルイベント」が、イオンモールKYOTOで開催されました。京都府生協連は京都エシカル消費推進ネットワークの会員として参加しました。「マイエシカルをみつ

つづいて大学生協事業連合・正田利政氏が、大学生協の学生委員が京都府と協力して、消費者教育の出前講座の実施などの活動をしている、消費者教育タスクチーム・京都府くらしのヤングリーダーについて報告をされました。つぎ

「エシカルイベント」が、イオンモールKYOTOで開催されました。京都府生協連は京都エシカル消費推進ネットワークの会員として参加しました。「マイエシカルをみつ

子どもたちも楽しくエシカル消費を学びました。京都府生協連では、日本生協連などの多様なエシカルの取組みについて展示、活動紹介しました。



エシカルイベントに出展

2021年度京都府食の安心・安全意見交換会

2021年9月16日(木)、オンラインで第2回が開催されました。

京都府農林水産部農政課・渡邊昌英参事から開会あいさ

つがあり、「キノコ中毒に関する森林技術センターの取組み」「水産物の安心・安全」について報告があり、意見交換しました。NPO法人京都府消費生活有資格者の会、新日本婦人の会京都府本部、N

P O法人コンシューマーズ京都、京都府生協連から9人が参加しました。

2021年10月14日(木)、第3回がオンラインで開催されました。

京都府では、京都府食の安心・安全推進条例の規定により、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を3年ごとに定めており、次期の行動計画についての意見交換会がありました。NPO法人コンシューマーズ京都、京都府生協連から7人が参加しました。

京都府食の安心・安全推進条例にもとづく「京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)についての意見

2021年10月29日(金)、京都府食の安心・安全推進条例にもとづく「京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)についての意見を提出しました。意見書は、京都府生協連ホームページ「資料集・政策提言」欄に記載しています。

京都府府民環境部との懇談会



京都府府民環境部・大槻督昭消費生活安全センター長

2021年10月25日(月)、オンラインで開催しました。

この懇談会は、京都府と京都府生協連との懇談を通じ、府内の消費者行政の充実にむけてお互いの理解を深め、より良い活動を推進していくことを目的に定期的に開催しています。

京都府府民環境部からは、大槻督昭消費生活安全センター長、三輪和廣・同副センター長、門田佳恵課長補佐兼係長(企画・啓発係)、水野又啓課長補佐兼係長(相談・情報係)、小山圭子課長補佐兼係長(調査・指導係)が出席。京都府生協連からは西島秀向会長理事、畑忠男副会長理

事(京都生協理事長)、國見伸行副会長理事(京都大学生協専務理事)、高取淳専務理事、本多浩常任理事(京都府庁生協専務理事)、末廣恭雄生協活動推進専門委員(大学生協事業連合関西北陸地区組織運営部)のほか、九鬼隆一事務局長、川端浩子事務局担当が出席しました。京都府から「2021年度京都府消費生活行政施策について」の報告があり、生協からは2021年度の活動重点について報告の後、安心・安全な消費生活の実現をめざして、大学生協と若年者向け相談窓口の設置等、4分野で連携・協働することを確認しました。

理事・監事研修会

京都府生協連では、毎年、新しく理事や監事になられた方を対象に開催しています。今年も新型コロナウイルス感染症拡大を受け、昨年同様、大阪府生協連にご協力いただき、生協法の知識や監事の権限と職務、基礎的な知識につ

いて学ぶことを目的に、オンラインで開催しました。

第1回は、2021年8月5日(木)、「生協における役員の仕事と責任」をテーマに、日本生協連法務部・宮部好広氏を講師に開催し、京都からは役員34人が参加しました。第2回は、2021年9月15日(水)、「監事監査の基本と実務のポイント」をテーマに、日本生協連法務部・土屋良一氏を講師に開催し、京都からは役員34人が参加しました。

第3回は、「経営分析の基礎」をテーマに、2021年10月13日(水)、日本生協連管理本部経理部・土屋里奈氏を講師に開催し、京都からは役員34人が参加しました。参加者からは「役職の責任の



日本生協連法務部・宮部好広氏

重さを痛感し、組合員のために貢献できるよう、精進したい」などの感想がありました。

京都の生協活動功労者表彰

京都府生協連の表彰制度にもとづき毎年おこなっている功労者表彰ですが、新型コロナウイルス感染症今年度も表彰式をおこなわず、対象となられた方に、感謝状と記念品を送付させていただきました。

表彰の対象となった方は、2020年8月1日から2021年7月31日までのあいだに退任した役員のうち、①役員在任期間が2期以上または2年以上あった方、②特別に功労があったと認められる方です。

2021年は各会員生協から13人が推薦され、表彰されました。

MCA無線(防災無線)訓練を実施

2021年8月20日(金)に震度6強の地震が発生した

ものと想定して、日本生協連関西地連(大阪)と京都府生協連と会員生協間(京都生協)で通信訓練をおこないました。

発災時に非常用通信機器として設置しているMCA無線が正常に稼働できるかについて検証しました。11月11日(木)には、伝言内容に重点をおいた訓練を実施しました。

関西広域応援訓練(ワークショップ)

2021年10月15日(金)に「関西広域応援・受援実施要綱」「緊急物資円滑供給システム」等に定める広域応援・受援活動、物資供給の手続きを確認することで、関西広域連合、構成団体等の連携強化及び対処能力向上を図ることを目的に開催。ワークショップに九鬼隆一事務局長がオンラインで参加しました。

コープ御所南ビルで防災訓練

2021年10月14日(木)、コープ御所南ビルに入っている京都生協コープ御所南店、

くらしと協同の研究所、京都府生協連、他のテナントの方々がたと、17人の参加で訓練を実施しました。コープ御所南ビルで火事が発生したという想定で、避難方法の確認をおこないました。

コロナ禍における「子どもたちへの食支援活動」の現状と課題シンポジウム 後援

2021年10月9日(土)、オンラインで開催され、54人が参加しました。主催はきよ



パネルディスカッションがおこなわれました

うとNPOセンター。共催は近畿労働金庫。京都府生協連は後援しています。新型コロナ

ウイルスの影響により、多様な方法で子どもたちに食支援活動された団体の報告と、今後の課題を深め合うことを目的に開催されました。

基調講演は「コロナ禍での子どもたちの生活事情」をテーマに立命館大学産業社会学部・石田賀奈子准教授より報告があり、「それぞれの取組、課題と解決について」をテーマにパネルディスカッションがありました。生協生活クラブ京都エル・コープ・河崎豊彦専務理事がパネリストとして登壇しました。

発災後、それぞれの役割と今後の連携シンポジウム 後援

2021年10月16日(土)、オンラインで開催され、50人が参加しました。主催は災害時連携NPO等ネットワーク。共催は近畿労働金庫。京都府生協連は後援しています。

コロナ禍での発災時におけるそれぞれの役割とその後の連携のあり方について深めることを目的に開催されました。基調講演は「連携力を強化す

るコーディネーターとICT活用く災害支援ネットワークおやかまの事例」としてNPO法人岡山NPOセンター・石原達也代表理事(災害支援ネットワークおやかま世話人)が講演。つぎに「発災後、それぞれの役割とその後の連携」をテーマに、パネルディスカッションがあり、意見交換をしながら問題意識の共有化を深めました。



NPO法人岡山NPOセンター・石原達也代表理事

第32回「近畿地区生協・行政合同会議

2021年8月25日(水)、和歌山市アバローム紀の国とオンラインで開催し、42人が参加しました。主催は近畿地区生協府県連協議会。テーマ

は「安心してくらせる地域づくりをめざして〜誰一人取り残さない社会の実現にむけて」。はじめに近畿地区生協府県連協議会代表・兵庫県生協連・岩山利久会長理事と、和歌山県環境生活部・生駒亭部長よりあいさつがありました。次に厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室・内山徹室長よりあいさつと報告、日本生協連執行役員・伊藤治郎渉外広報本部長より「持続可能な社会の実現を目指した全国の生協の社会的取組み」について報告がありました。一般社団法人消費者市民社会をつくる会・阿南久代表理事より「消費者行政と生協への期待く安心してくらせる地域づくりをめざして〜」をテーマに特別講演がありました。

活動事例として和歌山県橋本市総務部市民課・大岡久子課長より「消費者行政によるエシカル消費推進啓発事業」、JA大阪中央会総務企画部・久保裕章次長より「協同組合・非営利セクター連携組織設立のとりくみ」、

福井県民生協・中川政弘常勤理事より「福井県民生協の協同組合間連携の取り組み」、NPO法人消費者支援機構関西(KC's)・元山鉄朗事務局長より「特定非営利活動法人KC'sの活動」についての報告があり、和歌山県生協連・久保田泰造会長理事より閉会のあいさつがありました。

職域ワクチン接種が実現!

京都府協同組合連絡協議会(JA京都中央会、京都府漁協、京都府森連、京都府生協連)の協同組合間連携により、JA京都中央会の呼びかけで、生協役職員・関係団体役員やその家族を対象としたワクチン接種の機会をいただき、584人が2回の接種を完了しました。



に発展させる協議会」(略称：KSK)

第38回

のあらたな価値の発見・創造の場として～

テーマ 『『学生のまち』 京都を生協はどうやって支えられるか?』

今ひろがる 京都からの『支援の輪』～つながりをいかして、できることから～

2021年8月10日(火)、オンラインとコップ御所南ビル会議室で開催し、役員やマスコミ関係者63人が参加しました。京都府生協連・高取淳専務理事が進行をつとめ、西島秀向会長理事が開会のあいさつをおこないました。2020年7月14日(火)に開催した第34回KSK、同年10月10日(土)に開催した第35回KSKの第3弾として、依然収まらないコロナ禍で困窮する学生に、京都の生協としてどんな支援ができるのかを考えあう場として、開催しました。

「全国大学生協連のアンケートから」コロナ禍の学生の状況について」をテーマに、全国大学生協連・安井大幸^{まさゆき}生委員長(琉球大学4回生)が、本協議会当日に発表された、コロナ禍の生活について全国の大学生に尋ねたアンケート結果をもとに、大学生の「いま」と「がんばり」について、報告されました。つぎに、龍谷大学政策学部・只友景士^{ただともけいし}教授をコーディネーターに、昨年の10月の35回KSKに登壇していただいた大学生を含む



パネルディスカッション
「この一年の学生生活を振り返って」

4人の大学生「立命館大学・原いこいさん(2回生)、龍谷大学・三浦蒼玄^{あおと}さん(2回生)、京都大学・岡本惇平^{あつし}さん(2回生)、同志社大学・岩田理紗子^{りさこ}さん(3回生)」から「この一年の学生生活を振り返って」をテーマにパネルディスカッションがおこなわれました。「ほとんどオンライン授業で、勉強の仕方についてどれが正しいのかわからない」「友達同士のやり取りはほとんどなかった」などの意見が出ました。つづいて、兵庫県生協連・松岡久雄専務理事より「兵庫県の協同組合における大学生支援の取り組み報告」があり、全体交流



京都府生協連・
國見伸行副会長理事

では、京都府生協連・國見伸行副会長理事の進行で、京都生協・吉岡克巳常務理事、生協コップ自然派京都・柴垣千春専務理事、生協生活クラブ京都エル・コップ・河崎豊彦専務理事から、大学生への支援について、それぞれ報告があり、意見交流をしました。

参加者からは「コロナ禍が1年以上たっても学生の悩みは解決しない。ただ、アンケートの頑張っていることについての回答から、ポジティブな姿が垣間見られたことが少し救いでした。支援の輪が広がりがつつあることが聞けてとても良かったです」「前向きにとらえることや何ができるかを考えて実行されている方もたくさんいますが、できない人もいます。言えない人も取り残さないように協力の力、学生さんの力を出し合って乗り越えていきましょう」などの感想が寄せられました。

協同組合間連携による大学生へのお米の支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、アルバイト収入が減少するなど、多くの大学生が厳しい生活に直面しています。京都府協同組合連絡協議会(構成：JAJA京都中央会、京都府漁協、京都府森連、京都府生協連)の協同組合間連携により、JAGグループ京都から無洗米750キロを京都府生協連を通じて、京都大学生協へご提供いただきました。

2021年10月6日(水)、贈呈式が開催され、JAJA京都中央会・中川泰宏^{あきひろ}会長より京都府生協連・西島秀向^{ひらむね}会長理事へ目録が渡されました。ご提供いただいたお米を使い、10月29日(金)に、京都大学生協の各食堂で「1日限定ライス無料キャンペーン」が実施されました。



JA京都中央会・中川泰宏^{あきひろ}会長(左)から目録が送られました。

第39回

京都府生協連「京都の生協活動を豊か ～組織と事業のイノベーションによる協同組合

テーマ

コロナ禍での事業活動や組合員活動

2021年10月12日(火)、オンラインで開催し、役職員35人が参加しました。

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、「新しい生活様式」や「行動変容」が求められており、その環境の中で各会員

生協ではくらしの変化に対応した事業活動や創意工夫を凝らした組合員活動に取り組んでいます。会員生協から取組み報告のあと、意見交換しながら交流しました。

西島秀向会長理事が開会のあいさつをおこない、本多浩常任理事がコーディネーターをつとめました。



京都府生協連・本多浩常任理事

会員生協からの取組み報告では、京都生協・池本明南ブロック長から「オンラインを活用した組合員参加の広がり」について、生協コープ自然派京都・高尾松子組合員理事からは「コロナ禍における組合員活動の取組み」につい

て、全京都勤労者共済生協・蛭田美幸専務理事からは「コロナ禍における社会的活動の取組みなど」について、やましろ健康医療生協・堂本吉次専務理事からは「コロナ禍の医療・介護の取組み」について、大学生協関西西北陸ブロック・同志社生協学生委員会・岩田理紗子学生事務局からは「コロナ禍における学生委員の取組み等」について報告があり、意見交換をし、内容を



生協コープ自然派京都・高尾松子理事から報告



同志社生協学生委員会・岩田理紗子学生事務局から報告

深めました。参加者からは「コロナが収束しても、オンラインの良さもわかった今、もう元には戻らず、実参加とオンライン併用の世界に突入することが予測される。色々な取り組みや困りごとを聞くことでこれからの参考になりました。報告については、深く聞きたいところもありました」「それぞれの生協の報告から、オンラインならではのメリットを工夫しながら、オンラインの活動参加が着実に広がっ



ていると感じました。対面、オンライン、ハイブリッド等、コロナ禍を機に多様なつながり方が広がり、一層の発展に期待がもてる気がしました」などの感想がありました。

京都府の災害用備蓄食品の有効活用の取組み

京都府と京都府生協連は1997年4月に「災害時における応急対策物資供給等に関する協定書」を交わし、連携をしています。

京都府の災害用備蓄食品の入れ替えにともない、役割を終えた食品を、生活が困窮する大学生に届ける取組みがありました。

2021年10月6日(水)、アルファ化米14,000個を、京都府災害対策課より京都府生協連が譲り受け、会員の大学生協に配られました。これらは、10月～11月にかけて大学生へ配布されました。



災害用備蓄食品を大学生に

講座「生協10の基本ケア」 後援

くらしと協同の研究所が、「元気なうちに学んでおきたい介護のこと」をテーマに、「生協10の基本ケア」を通して、介護スキルと介護マインド、福祉用具について学ぶ講座を開催しました。京都府生協連が後援しました。

講座はI期6講義、3日間完結で、II期開催されました。2021年11月10日(水)、コープ御所南会議室で開催された、I期第1〜2講義の講座には、12人が参加されました。生協10の基本ケアの概要と①換気②床に足をつけて座る③トイレに座る、について学びました。



第3〜4講義の講座では、車椅子の試乗を体験しました。

「生協10の基本ケア」の長は、利用者ご自身の「ふつうの生活」を取り戻し、利用者・家族のQOL(生活の質)を高めていくもので、市民生活協同組合ならコープが母体の社会福祉法人協同福祉会が2006年4月から実践してきた考え方を元としています。

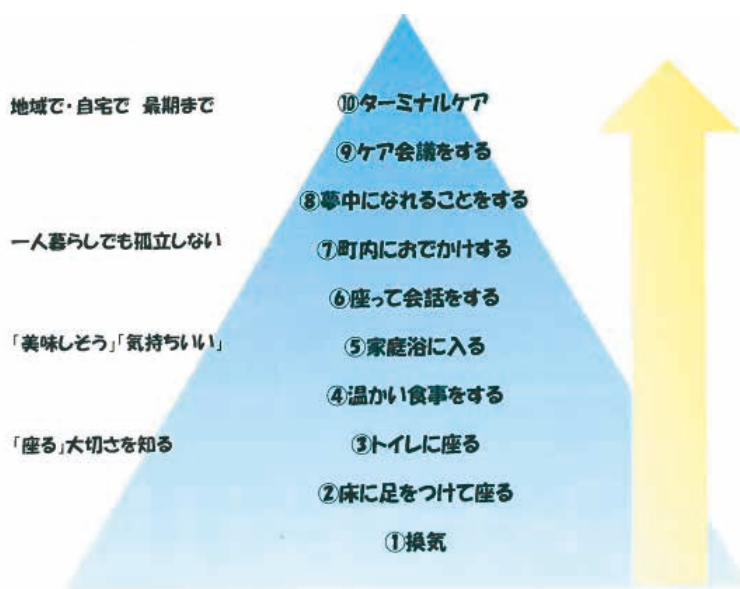
「生協10の基本ケア」は、「尊厳を守る」、「自立を支援する」、「在宅を支援する」という3つの柱を大切に、誰もが知るべき、セルフケア&相互ケアです。



大阪健康福祉短期大学付 属福祉実践研究センター・川口啓子センター長が講演

生協10の基本ケアとは

ならコープが母体の社会福祉法人協同福祉会が2006年から実践してきた考え方を元にしており、全国の生協で取り組んでいます。



おもな行事のお知らせ

京都府生協連と各会員生協の相互連絡通信訓練

日時：2022年1月13日(木) 8:45〜10:00

第40回京都の生協活動を豊かに発展させる協議会(KSK)

日時：2022年1月18日(火) 13:30〜15:15(予定)

開催方法：オンライン

テーマ：「2021年度全国生協組合員意識調査」調査結果

から見えるもの〜(仮題)

2021年度きょうと食の安心・安全フォーラム

日時：2022年2月1日(火) 13:30〜15:30

会場：京都リサーチパークイノベーションシヨナルーム(オンライン)

テーマ：「京の食 知って広がる 笑顔と安心」

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

謹賀新年

旧年中はご支援・ご協力を賜り、ありがとうございました。ウイズコロナ時代の新しいライフスタイルに対応しながら、誰一人取り残さない持続可能な社会をめざして、協同組合の役割を発揮してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

二〇二二年 一月一日

京都府生活協同組合連合会

会長理事 西島

秀向

ホームページで会長理事はじめ役員によるご挨拶動画を公開しております。ぜひご視聴ください。



CO-OP

発行：京都府生活協同組合連合会 〒604-0857 京都市中京区烏丸通一条上る時絵屋町258番地 コープ御所南ビル4階
TEL:075(251)1551
URL: <http://www.kyotofu-seikyoren.com> E-mail: kyotofu-seikyoren@ma2.seikyoren.jp